

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（基礎重要政策タイプ） 1次（書面）審査基準

【科学的ポイント 90 点】 + 【加点ポイント 10 点】 = 100 点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90 点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：20 点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（20 点）</p> <p>B：やや高い（16 点）</p> <p>C：標準的である（12 点）</p> <p>D：やや低い（8 点）</p> <p>E：低い（4 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20 点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20 点）</p> <p>B：やや高い（16 点）</p> <p>C：標準的である（12 点）</p> <p>D：やや低い（8 点）</p> <p>E：低い（4 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確か。</p>	<p>A：妥当（10 点）</p> <p>B：概ね妥当（8 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（6 点）</p> <p>D：見直しが必要（4 点）</p> <p>E：妥当でない（2 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものか。</p>	<p>A：妥当（10 点）</p> <p>B：概ね妥当（8 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（6 点）</p> <p>D：見直しが必要（4 点）</p> <p>E：妥当でない（2 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20 点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20 点）</p> <p>B：概ね妥当（16 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（12 点）</p> <p>D：見直しが必要（8 点）</p> <p>E：妥当でない（4 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10 点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10 点）</p> <p>B：概ね適切（8 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（6 点）</p> <p>D：見直しが必要（4 点）</p> <p>E：適切でない（2 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>

【加点ポイント】 (10点)

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3 + 4の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。(2項目間の重複加点は行わない) (最大10点)

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用場からの提案 応募時まで、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。 (1) 「知」の集積と活用場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点(高い) B：8点(やや高い) C：6点(標準的である) D：4点(やや低い) E：2点(低い) の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案 平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】 該当する場合は、加点を行う。(5点)

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「みどり法認定者の参画又は輸出事業計画認定者の参画」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大2点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は2点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>●みどり法認定者が参画している課題 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）に基づき、基盤確立事業実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>
<p>●認定輸出事業者が参画している課題 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号、令和2年4月1日施行）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者として、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>

【加点ポイント4：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1) ～ (7) のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）や Workplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

別紙2

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（チャレンジタイプ） 1次（書面）審査基準
 【科学的ポイント90点】 + 【加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：30点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（30点） B：やや高い（24点） C：標準的である（18点） D：やや低い（12点） E：低い（6点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ (配点：20点)	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20点)	<p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。</p> <p>また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

【加点ポイント合計：10点】

【加点ポイント1：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（10点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下の（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>（1）39歳以下の研究者</p> <p>（2）42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、10点を加点する。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（研究シーズ創出タイプ） 1次（書面）審査基準

【科学的ポイント 90 点】 + 【加点ポイント 10 点】 = 100 点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90 点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：20 点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（20 点）</p> <p>B：やや高い（16 点）</p> <p>C：標準的である（12 点）</p> <p>D：やや低い（8 点）</p> <p>E：低い（4 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20 点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20 点）</p> <p>B：やや高い（16 点）</p> <p>C：標準的である（12 点）</p> <p>D：やや低い（8 点）</p> <p>E：低い（4 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10 点）</p> <p>B：概ね妥当（8 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（6 点）</p> <p>D：見直しが必要（4 点）</p> <p>E：妥当でない（2 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。</p>	<p>A：妥当（10 点）</p> <p>B：概ね妥当（8 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（6 点）</p> <p>D：見直しが必要（4 点）</p> <p>E：妥当でない（2 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20 点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20 点）</p> <p>B：概ね妥当（16 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（12 点）</p> <p>D：見直しが必要（8 点）</p> <p>E：妥当でない（4 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10 点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10 点）</p> <p>B：概ね適切（8 点）</p> <p>C：一部見直しが必要（6 点）</p> <p>D：見直しが必要（4 点）</p> <p>E：適切でない（2 点）</p> <p>の 5 段階で評価を行う</p>

【加点ポイント合計：10点】

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用等の場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。（2項目間の重複加点は行わない）（最大10点）

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用等の場からの提案</p> <p>応募時まで、「知」の集積と活用等の場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用等の場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。</p> <p>(1) 「知」の集積と活用等の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点（高い）</p> <p>B：8点（やや高い）</p> <p>C：6点（標準的である）</p> <p>D：4点（やや低い）</p> <p>E：2点（低い）</p> <p>の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案</p> <p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1) ～ (7) のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）や Workplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

開発研究ステージ（開発重要政策タイプ） 1次（書面）審査基準
 【科学的ポイント 90 点】 + 【加点ポイント 10 点】 = 100 点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90 点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：10 点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（10 点） B：やや高い（8 点） C：標準的である（6 点） D：やや低い（4 点） E：低い（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20 点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20 点） B：やや高い（16 点） C：標準的である（12 点） D：やや低い（8 点） E：低い（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確か。</p>	<p>A：妥当（10 点） B：概ね妥当（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：妥当でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：20 点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。またその目標は実現可能なものか。</p>	<p>A：妥当（20 点） B：概ね妥当（16 点） C：一部見直しが必要（12 点） D：見直しが必要（8 点） E：妥当でない（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20 点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20 点） B：概ね妥当（16 点） C：一部見直しが必要（12 点） D：見直しが必要（8 点） E：妥当でない（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10 点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10 点） B：概ね適切（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：適切でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>

【加点ポイント】 (10 点)

加点方法：加点ポイント 1 + 2 + 3 + 4 の合計の最大が 10 点

【加点ポイント 1：「知」の集積と活用場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。(2 項目間の重複加点は行わない) (最大 10 点)

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用場からの提案</p> <p>応募時までに、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A : 10 点 (高い)</p> <p>B : 8 点 (やや高い)</p> <p>C : 6 点 (標準的である)</p> <p>D : 4 点 (やや低い)</p> <p>E : 2 点 (低い)</p> <p>の 5 段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案</p> <p>平成 28 年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5 点を加点する。</p>

【加点ポイント 2：若手研究者からの提案】 該当する場合は、加点を行う。(5 点)

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の 4 月 1 日時点において、以下の (1) 又は (2) のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39 歳以下の研究者</p> <p>(2) 42 歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39 歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5 点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「みどり法認定者の参画又は輸出事業計画認定者の参画」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大2点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は2点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>●みどり法認定者が参画している課題 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）に基づき、基盤確立事業実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>
<p>●認定輸出事業者が参画している課題 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号、令和2年4月1日施行）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者として、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>

【加点ポイント4：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1) ～ (7) のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）や Workplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」 審査基準

開発研究ステージ（実用化タイプ・現場課題解決タイプ）

1次（書面）審査基準

【科学的ポイント 90 点】 + 【加点ポイント 10 点】 = 100 点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90 点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：10 点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（10 点） B：やや高い（8 点） C：標準的である（6 点） D：やや低い（4 点） E：低い（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20 点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20 点） B：やや高い（16 点） C：標準的である（12 点） D：やや低い（8 点） E：低い（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確か。</p>	<p>A：妥当（10 点） B：概ね妥当（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：妥当でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：20 点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。またその目標は実現可能なものか。</p>	<p>A：妥当（20 点） B：概ね妥当（16 点） C：一部見直しが必要（12 点） D：見直しが必要（8 点） E：妥当でない（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20 点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20 点） B：概ね妥当（16 点） C：一部見直しが必要（12 点） D：見直しが必要（8 点） E：妥当でない（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10 点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10 点） B：概ね適切（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：適切でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>

【加点ポイント】（10点）

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。（2項目間の重複加点は行わない）（最大10点）

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用場からの提案</p> <p>応募時まで、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点（高い）</p> <p>B：8点（やや高い）</p> <p>C：6点（標準的である）</p> <p>D：4点（やや低い）</p> <p>E：2点（低い）</p> <p>の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案</p> <p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1) ～ (7) のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

別紙6

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（基礎重要政策タイプ） 2次（面接）審査基準
 【科学的ポイント80点】＋【行政加点ポイント20点】＝100点満点

【項目1：科学的ポイント】（80点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：20点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：10点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：10点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う</p>

【項目 2：行政加点ポイント】（20 点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ (配点：12 点)	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（12 点） B：やや高い（9 点） C：標準的である（6 点） の 3 段階で加点を行う
社会実装の有 望性 (配点：8 点)	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（8 点） B：やや高い（6 点） C：標準的である（4 点） の 3 段階で加点を行う

別紙 7

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」 審査基準

基礎研究ステージ（チャレンジタイプ） 2次（面接） 審査基準

【科学的ポイント 90 点】 + 【加点ポイント 10 点】 = 100 点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90 点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：30 点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（30 点） B：やや高い（24 点） C：標準的である（18 点） D：やや低い（12 点） E：低い（6 点） の 5 段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20 点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20 点） B：やや高い（16 点） C：標準的である（12 点） D：やや低い（8 点） E：低い（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ (配点：20 点)	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できるか。</p>	<p>A：高い（20 点） B：やや高い（16 点） C：標準的である（12 点） D：やや低い（8 点） E：低い（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20 点)	<p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20 点） B：概ね妥当（16 点） C：一部見直しが必要（12 点） D：見直しが必要（8 点） E：妥当でない（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>

【加点ポイント】 該当する場合は、加点を行う。（10 点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の 4 月 1 日時点において、以下の（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>（1）39 歳以下の研究者</p> <p>（2）42 歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39 歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、10 点を加点する。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（研究シーズ創出タイプ） 2次（面接）審査基準
 【科学的ポイント 90 点】 + 【行政加点ポイント 10 点】 = 100 点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90 点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点：20 点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（20 点） B：やや高い（16 点） C：標準的である（12 点） D：やや低い（8 点） E：低い（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：20 点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20 点） B：やや高い（16 点） C：標準的である（12 点） D：やや低い（8 点） E：低い（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10 点） B：概ね妥当（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：妥当でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：10 点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。</p>	<p>A：妥当（10 点） B：概ね妥当（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：妥当でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：20 点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20 点） B：概ね妥当（16 点） C：一部見直しが必要（12 点） D：見直しが必要（8 点） E：妥当でない（4 点） の 5 段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10 点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10 点） B：概ね適切（8 点） C：一部見直しが必要（6 点） D：見直しが必要（4 点） E：適切でない（2 点） の 5 段階で評価を行う</p>

【項目 2：行政加点ポイント】（10 点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ （配点：6 点）	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（6 点） B：やや高い（5 点） C：標準的である（3 点） の 3 段階で加点を行う
社会実装の有望性 （配点：4 点）	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（4 点） B：やや高い（3 点） C：標準的である（2 点） の 3 段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

開発研究ステージ（開発重要政策タイプ） 2次（面接）審査基準

【科学的ポイント60点】＋【行政加点ポイント40点】＝100点満点

【項目1：科学的ポイント 審査基準】（60点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点10点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：10点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10点)	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：10点)	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。また、その目標は実現可能なものか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：10点)	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 (配点：10点)	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

【項目 2 : 行政加点ポイント】 (40 点)

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ (配点 : 24 点)	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A : 高い (24 点) B : やや高い (18 点) C : 標準的である (12 点) の 3 段階で加点を行う
社会実装の有 望性 (配点 : 16 点)	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A : 高い (16 点) B : やや高い (12 点) C : 標準的である (8 点) の 3 段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

開発研究ステージ（実用化タイプ・現場課題解決タイプ）

2次（面接）審査基準【科学的ポイント80点】＋【行政加点ポイント20点】
＝100点満点

【項目1：科学的ポイント】（80点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点10点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時までに目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：20点）	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。また、その目標は実現可能なものか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：10点）	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 （配点：10点）	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

【項目 2：行政加点ポイント】（20 点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ (配点：12 点)	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（12 点） B：やや高い（9 点） C：標準的である（6 点） の 3 段階で加点を行う
社会実装の有 望性 (配点：8 点)	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（8 点） B：やや高い（6 点） C：標準的である（4 点） の 3 段階で加点を行う